

議案第15号

ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年 6月29日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則

ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条の2」を「第5条」に改める。

第3条第2項中「校長は」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加え、「得て休業日」を「得て，休業日」に改め，同条に次の1項を加える。

3 校長は，第1項又は前項の規定にかかわらず，教育上必要がある場合には，あらかじめ休業日授業実施承認申請書（様式第1号の2）により教育長の承認を得て，休業日を授業日にすることができる。

第5条の2を削る。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第3条関係）

発第 号 年 月 日
ひたちなか市教育委員会教育長 殿 (学校名) 校長
休業日授業実施承認申請書
下記のとおり休業日に授業を実施したいので，承認願いたく申請します。
記
1 授業を実施する期日（期間）
2 対象とする学年
3 理由
4 その他参考事項

様式第2号の2を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年，学期及び休業日（第2条—<u>第5条の2</u>）</p> <p>略</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は，次のとおりとする。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2） 日曜日及び土曜日</p> <p>（3） 創立記念日</p> <p>（4） 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日</p> <p>（5） 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>（6） 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（7） 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで</p> <p>（8） 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>（9） 前各号に定めるもののほか，教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め，あらかじめ教育長の承認を得た日</p> <p>2 校長は，教育上必要があり，かつ，やむを得ない理由があるときは，あらかじめ授業日変更承認申請書（様式第1号）により教育長の承認を得て休業日に授業を行い，授業日を休業日にすることができる。</p> <p>第4条 略</p> <p>（非常変災等による授業停止）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年，学期及び休業日（第2条—<u>第5条</u>）</p> <p>略</p> <p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は，次のとおりとする。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2） 日曜日及び土曜日</p> <p>（3） 創立記念日</p> <p>（4） 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日</p> <p>（5） 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>（6） 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>（7） 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで</p> <p>（8） 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>（9） 前各号に定めるもののほか，教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め，あらかじめ教育長の承認を得た日</p> <p>2 校長は，<u>前項の規定にかかわらず</u>，教育上必要があり，かつ，やむを得ない理由があるときは，あらかじめ授業日変更承認申請書（様式第1号）により教育長の承認を得て，<u>休業日に授業を行い，授業日を休業日にすることができる。</u></p> <p>3 <u>校長は，第1項又は前項の規定にかかわらず，教育上必要がある場合には，あらかじめ休業日授業実施承認申請書（様式第1号の2）により教育長の承認を得て，休業日を授業日にすることができる。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>（非常変災等による授業停止）</p> <p>第5条 略</p>	

旧	新	備考
<p><u>(授業時数の確保のための措置)</u> <u>第5条の2 校長は、前条の規定により授業を行わなかった場合において、既定の授業時数の確保が困難となったときは、あらかじめ休業日授業実施承認申請書（様式第2号の2）により教育長の承認を得て休業日に授業を行うことができる。</u></p> <p>(教育課程の編成) 第6条 略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 略</p> <p>様式第2号（第5条関係） 略</p>	<p>(教育課程の編成) 第6条 略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 略</p> <p><u>様式第1号の2（第3条関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">発第_____号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ひたちなか市教育委員会教育長 殿 <u>(学校名) 校長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>休業日授業実施承認申請書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>下記のとおり休業日に授業を実施したいので、承認願いたく申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>授業を実施する期日（期間）</u> 2 <u>対象とする学年</u> 3 <u>理由</u> 4 <u>その他参考事項</u> </div> <p>様式第2号（第5条関係） 略</p>	

旧	新	備考
<p>様式第2号の2 (第5条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">発第 号 年 月 日</p> <p>ひたちなか市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: center;">(学校名) 校長</p> <p style="text-align: center;">休業日授業実施承認申請書</p> <p>下記のとおり休業日に授業を実施したいので承認願いたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授業を実施する期日 (期間) 2 対象とする学年 3 授業を実施する理由 4 配慮事項等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒及び保護者への周知について (2) 教職員の勤務の振替について (3) その他参考事項 </div> <p>様式第3号 (第6条関係) 略</p>	<p>様式第3号 (第6条関係) 略</p>	

議案第16号

ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年 6月29日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

ひたちなか市立幼稚園管理規則（平成6年教委規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ひたちなか市立幼稚園」を「ひたちなか市立の幼稚園」に、「基本的事項」を「，基本的事項」に改める。

第3条中「ひたちなか市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

第4条第1項中「入園しようとする」の次に「幼稚園の」を加え，同条第2項中「申請書を受けたとき」を「規定による申請があったとき」に，「審査又は」を「審査し，又は」に改め，「保護者に」を削り，「より」の次に「保護者に」を加え，同条第3項中「入園許可したとき」を「入園を許可したとき」に改める。

第5条第2項中「届出を受けたとき」を「規定による届出があったとき」に，「うえ退園許可通知書」を「上，退園許可通知書」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（学年及び学期）

第6条の2 幼稚園の学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて，次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第9条第1項中「学校教育法」を「，学校教育法」に改め，同条第2項中「ほか」の次に「，幼稚園に」を加え，「より助教諭・講師」を「応じて，助教諭・講師」に，「置くものとする」を「置くことができる」に改める。

第12条の見出し中「幼児の」を「感染症による」に改め，同条第2項中「行ったときは」の次に「，速やかに」を加える。

第14条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第15条の見出しを「（準用）」に改め，同条中「事項は」を「事項については」に，「第2条」を「第3条」に，「学校」を「これらの規定中「学校」」に改める。

第16条中「この」を「この規則に定めるもののほか，この」に，「実施」を「施行」に改め，「教育長が」の次に「別に」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

旧	新	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、<u>ひたちなか市立幼稚園</u>（以下「幼稚園」という。）の管理及び運営に関し基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(園児の募集及び選抜)</p> <p>第3条 幼稚園の園児の募集及び選抜に関して、必要な事項は、<u>ひたちなか市教育委員会教育長</u>（以下「教育長」という。）が定め、毎年あらかじめこれを公告する。</p> <p>(入園手続等)</p> <p>第4条 幼稚園に幼児を入園させようとする保護者は、幼稚園入園許可申請書（様式第1号）を入園しようとする園長に提出しなければならない。</p> <p>2 園長は、前項の<u>申請書を受けたときは</u>、入園の可否を審査又は選考し、<u>保護者に幼稚園入園／許可／不許可／通知書</u>（様式第2号）により通知しなければならない。</p> <p>3 園長は、<u>入園許可したときは</u>、園児保育台帳（様式第3号）を作成し、速やかに幼稚園／入園／退園／報告書（様式第6号）により教育長に報告しなければならない。</p> <p>(退園手続等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 園長は、前項の<u>届出を受けたときは</u>、調査の<u>うえ退園許可通知書</u>（様式第5号）により退園させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(学級の編成)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、<u>ひたちなか市立の幼稚園</u>（以下「幼稚園」という。）の管理及び運営に関し、<u>基本的事項を定めるものとする。</u></p> <p>(園児の募集及び選抜)</p> <p>第3条 幼稚園の園児の募集及び選抜に関して、必要な事項は、<u>教育長が定め</u>、毎年あらかじめこれを公告する。</p> <p>(入園手続等)</p> <p>第4条 幼稚園に幼児を入園させようとする保護者は、幼稚園入園許可申請書（様式第1号）を入園しようとする<u>幼稚園の園長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 園長は、前項の<u>規定による申請があったときは</u>、入園の可否を審査し、又は選考し、<u>幼稚園入園／許可／不許可／通知書</u>（様式第2号）により<u>保護者に通知</u>しなければならない。</p> <p>3 園長は、<u>入園を許可したときは</u>、園児保育台帳（様式第3号）を作成し、速やかに幼稚園／入園／退園／報告書（様式第6号）により教育長に報告しなければならない。</p> <p>(退園手続等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 園長は、前項の<u>規定による届出があったときは</u>、調査の上、<u>退園許可通知書</u>（様式第5号）により退園させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(学級の編成)</p> <p>第6条 略</p>	

旧	新	備考
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第7条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 幼稚園に学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条に規定する園長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>2 前項に規定する職員のほか、必要により<u>助教諭・講師及び事務職員を置くものとする。</u></p> <p>(<u>幼児の出席停止</u>)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 園長は、前項に規定する処置を行ったときは出席停止報告書（様式第11号）により、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(表簿)</p> <p>第14条 幼稚園に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めのあるもののほか、<u>おおむね次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>準用規定</u>)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な<u>事項は、ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号）第2条から第5条まで及び第26条から第39条までの規定を準用する。</u>この場合</p>	<p>(<u>学年及び学期</u>)</p> <p><u>第6条の2 幼稚園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p><u>2 学年を分けて、次の3学期とする。</u></p> <p>第1学期 <u>4月1日から7月31日まで</u></p> <p>第2学期 <u>8月1日から12月31日まで</u></p> <p>第3学期 <u>1月1日から3月31日まで</u></p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第7条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 幼稚園に、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条に規定する園長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭を置かないことができる。</u></p> <p>2 前項に規定する職員のほか、<u>幼稚園に、必要に応じて、助教諭・講師及び事務職員を置くことができる。</u></p> <p>(<u>感染症による出席停止</u>)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 園長は、前項に規定する処置を行ったときは、<u>速やかに出席停止報告書（様式第11号）</u>により、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(表簿)</p> <p>第14条 幼稚園に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めのあるもののほか、<u>おおむね次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な<u>事項については、ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号）第3条から第5条まで及び第26条から第39条までの規定を準用す</u></p>	

旧	新	備考
<p>において、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童・生徒」とあるのは「園児」と読み替えるものとする。</p> <p>(補則) 第16条 この規則の<u>実施</u>に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>る。この場合において、<u>これらの規定中</u>「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童・生徒」とあるのは「園児」と読み替えるものとする。</p> <p>(補則) 第16条 <u>この規則に定めるもののほか</u>、この規則の<u>施行</u>に関し必要な事項は、教育長が<u>別に</u>定める。</p>	